

平成28年 8 月29日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
議第195号	出水7丁目	中央区出水7丁目631番6 地先	
	第64号線	中央区出水7丁目631番10 地先	
議第196号	出水7丁目	中央区出水7丁目631番13 地先	
	第65号線	中央区出水7丁目603番9 地先	
議第197号	出水7丁目	中央区出水7丁目631番6 地先	
	第66号線	中央区出水7丁目625番12 地先	
議第198号	出水7丁目	中央区出水7丁目614番9 地先	
	第67号線	中央区出水7丁目614番8 地先	
議第199号	出水7丁目	中央区出水7丁目705番 地先	
	第9号線	中央区出水7丁目706番5 地先	
議第200号	保田窪4丁目	東区保田窪4丁目728番13 地先	
	第2号線	東区保田窪4丁目728番24 地先	
議第201号	広木町	東区広木町345番5 地先	
	第22号線	東区広木町345番14 地先	
議第202号	下無田	東区画図町大字下無田1546番3 地先	
	第35号線	東区画図町大字下無田1546番13 地先	
議第203号	下無田	東区画図町大字下無田1546番5 地先	
	第36号線	東区画図町大字下無田1546番8 地先	
議第204号	御幸木部2丁目	南区御幸木部2丁目838番4 地先	
	第1号線	南区御幸木部2丁目838番7 地先	

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 2 0 5 号	良町 4 丁目	南区良町 4 丁目 3 5 0 番 2	地先	
	第 2 1 号線	南区良町 4 丁目 3 5 0 番 4	地先	
議第 2 0 6 号	近見 3 丁目	南区近見 3 丁目 5 7 番 1	地先	
	第 1 号線	南区近見 3 丁目 4 4 番 2 6	地先	
議第 2 0 7 号	近見 3 丁目	南区近見 3 丁目 4 4 番 7	地先	
	第 2 号線	南区近見 3 丁目 4 4 番 2 5	地先	
議第 2 0 8 号	近見 3 丁目	南区近見 3 丁目 4 4 番 1 8	地先	
	第 3 号線	南区近見 3 丁目 4 2 番 1	地先	
議第 2 0 9 号	野口 1 丁目	南区野口 1 丁目 5 8 2 番 1	地先	
	第 2 号線	南区野口 1 丁目 5 8 1 番 3	地先	
議第 2 1 0 号	野口 3 丁目	南区野口 3 丁目 9 8 9 番 7	地先	
	第 1 1 号線	南区野口 3 丁目 9 8 9 番 1 2	地先	
議第 2 1 1 号	野口 3 丁目	南区野口 3 丁目 9 9 0 番 8	地先	
	第 1 2 号線	南区野口 3 丁目 9 9 5 番 1	地先	
議第 2 1 2 号	野口 3 丁目	南区野口 3 丁目 1 7 1 2 番 2	地先	
	第 3 号線	南区野口 3 丁目 1 7 1 2 番 2	地先	
議第 2 1 3 号	八幡 6 丁目	南区八幡 6 丁目 3 3 7 番 8	地先	
	第 1 号線	南区八幡 6 丁目 3 3 7 番 1 2	地先	
議第 2 1 4 号	上南部 2 丁目	東区上南部 2 丁目 1 5 4 4 番 2	地先	
	第 1 1 号線	東区上南部 2 丁目 1 5 4 4 番 7	地先	
議第 2 1 5 号	八反田 3 丁目	東区八反田 3 丁目 3 1 3 8 番 1 1 8	地先	
	第 5 号線	東区八反田 3 丁目 3 1 3 8 番 1 2 7	地先	
議第 2 1 6 号	御領 5 丁目	東区御領 5 丁目 6 2 8 番 1 4	地先	
	第 3 号線	東区御領 5 丁目 6 2 8 番 1 5	地先	
議第 2 1 7 号	戸島 5 丁目	東区戸島 5 丁目 3 7 番 2 4	地先	
	第 4 号線	東区戸島 5 丁目 3 7 番 2 8	地先	
議第 2 1 8 号	小山町	東区小山町 1 6 6 5 番 8	地先	
	第 7 7 号線	東区小山町 1 6 6 8 番 1	地先	

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 2 1 9 号	小山町	東区小山町 1 6 6 5 番 8	地先	
	第 7 8 号線	東区小山町 1 6 6 5 番 1 6	地先	
議第 2 2 0 号	小山町	東区小山町 1 6 6 0 番 1 0	地先	
	第 7 9 号線	東区小山町 1 6 6 0 番 2 4	地先	
議第 2 2 1 号	小山町	東区小山町 1 6 6 0 番 1 7	地先	
	第 8 0 号線	東区小山町 1 6 6 0 番 1 2	地先	
議第 2 2 2 号	鶴羽田 4 丁目	北区鶴羽田 4 丁目 1 2 8 5 番 1 2	地先	
	第 4 号線	北区鶴羽田 4 丁目 1 2 8 5 番 7	地先	
議第 2 2 3 号	鶴羽田 4 丁目	北区鶴羽田 4 丁目 1 2 5 4 番 1	地先	
	第 5 号線	北区鶴羽田 4 丁目 1 2 3 8 番 1 3	地先	
議第 2 2 4 号	鶴羽田町	北区鶴羽田町 1 1 1 6 番 5	地先	
	第 4 7 号線	北区鶴羽田町 1 1 1 6 番 1	地先	
議第 2 2 5 号	八分字町	南区八分字町 5 4 9 番 7	地先	
	第 3 1 号線	南区八分字町 5 4 9 番 2	地先	
議第 2 2 6 号	榎津	南区富合町榎津 7 9 0 番 2	地先	
	第 2 2 号線	南区富合町榎津 7 9 0 番 7	地先	
議第 2 2 7 号	榎津	南区富合町榎津 2 8 5 番 1 1	地先	
	第 2 3 号線	南区富合町榎津 2 8 5 番 1	地先	
議第 2 2 8 号	大町	南区富合町大町 3 9 8 番 2	地先	
	第 1 2 号線	南区富合町大町 3 9 8 番 8	地先	

(提出理由)

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定に基づく管理帰属に伴う市道認定について、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。